

= 參考資料集 =

参考資料 1 我が国における非営利法人の種類（法人税法別表より作成）

法人税法 別表 2（公益法人等）

	名称	根拠法	設立方式
1	宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法 （昭和44年法律第50号）	特許 1条
2	海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 （昭和45年法律第136号）	認可 42条の23
3	海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法 （昭和46年法律第63号）	特許 1条・3条
4	海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法 （昭和46年法律第60号）	認可 23条
5	核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法 （昭和42年法律第73号）	特許 1条
6	学校法人 （私立学校法第64条第4項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法 （昭和24年法律第270号）	認可 31条
7	環境衛生同業組合 （組合員に出資をさせないものに限る。）	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律 （昭和32年法律第164号）	認可 24条
8	環境衛生同業組合連合会 （会員に出資をさせないものに限る。）	"	認可 24条
9	危険物保安技術協会	消防法（昭和23年法律第186号）	認可 16条の17
10	行政書士会	行政書士法（昭和26年法律第4号）	認可 16条の2
11	漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）	認可 47条
12	漁業共済組合連合会	"	認可 47条
13	漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）	認可 50条
14	漁業生産調整組合	漁業生産調整組合法（昭和36年法律第128号）	廃止
15	漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）	認可 18条
16	漁船保険中央会	"	認可 18条
17	勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法	認可 7条の9
18	軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	認可 76条の10
19	健康保険組合	健康保険法（大正11年法律第70号）	認可 29条
20	健康保険組合連合会	"	認可 42条の3
21	高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	特許 59条の2
22	広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）	認可 10条
23	公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）	認可 70条
24	厚生年金基金	厚生年金保険法	認可 111条
25	厚生年金基金連合会	"	認可 152条
26	更生保護法人	更生保護事業法（平成7年法律第86号）	認可 10条
27	小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）	認可 20条の4
28	小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和8年法律第11号）	認可 25条の10
29	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）	
30	国家公務員共済組合連合会	"	
31	国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和22年法律第120号）	
32	国際交流基金	国際交流基金法（昭和47年法律第48号）	特許 1条
33	国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	認可 17条
34	国民健康保険団体連合会	"	認可 84条
35	国民年金基金	国民年金法	認可 119条の3
36	国民年金基金連合会	"	認可 137条の7

	名称	根拠法	設立方式
37	財団法人 (民法第34条の規定により設立されたものに限	民法	許可 34条
38	産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和61年法律第77号)	認可 24条
39	市街地再開発組合	都市再開発法(昭和44年法律第38号)	認可 11条
40	自転車競技会	自転車競技法(昭和23年法律第209号)	認可 13条の4
41	自動車事故対策センター	自動車事故対策センター法(昭和48年法律第65号)	認可 11条
42	司法書士会	司法書士法(昭和25年法律第197号)	認可 15条の2
43	社会福祉法人	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	認可 31条
44	社会保険労務士会	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)	認可 25条の6
45	社団法人 (民法第34条の規定により設立されたものに限	民法	許可 34条
46	宗教法人	宗教法人法(昭和26年法律第126号)	認証 12条
47	住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)	認可 37条
48	酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)	認可 19条
49	酒造組合中央会	"	認可 19条
50	酒造組合連合会	"	認可 19条
51	酒販組合	"	認可 19条
52	酒販組合中央会	"	認可 19条
53	酒販組合連合会	"	認可 19条
54	証券業協会	証券取引法(昭和23年法律第25号)	認可 68条
55	商工会	商工会の組織等に関する法律(昭和35年法律第89号)(平成5年より商工会法)	認可 23条
56	商工会議所	商工会議所法(昭和28年法律第143号)	認可 27条
57	商工会連合会	商工会の組織等に関する法律(平成5年より商工会法)	認可 23条
58	商工組合(商店街組合) (組合員に出資をさせないものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)	認可 42条
59	商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	"	認可 42条
60	商品先物取引協会	商品取引所法(昭和25年法律239号)	認可 136条の40
61	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)	特許 14条
62	職員団体等 (法人であるものに限る。)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)	準則 3条(人事院などの 認証)
63	職業訓練法人	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)	認可 35条
64	私立学校教職員共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)	特許 1条
65	新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和55年法律第71号)	認可 13条
66	真珠母貝養殖調整組合	真珠養殖等調整暫定措置法(昭和44年法律第96号)	認可 35条
67	真珠母貝養殖調整組合連合会	"	認可 35条
68	真珠養殖調整組合	"	認可 35条
69	真珠養殖調整組合連合会	"	認可 35条
70	信用保証協会	信用保証協会法(昭和28年法律第196号)	認可 6条
71	製品安全協会	消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)	認可 2条
72	税理士会	税理士法(昭和26年法律第237号)	認可 49条の2

	名称	根拠法	設立方式
73	石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）	特許 1条
74	繊維工業構造改善事業協会	繊維工業構造改善臨時措置法（昭和42年法律第82号）	
75	船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）	認可 37条
76	全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）	特許 3条
77	全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法	認可 25条の14
78	全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）	認可 80条
79	総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和48年法律第51号）	認可 11条
80	造船業基盤整備事業協会	造船業基盤整備事業協会法（昭和53年法律第103号）	認可 12条
81	損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	認可 3条
82	地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法	特許 3条
83	地方競馬全国協会	競馬法（昭和23年法律第158号）	認可 23条の6
84	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法	特許 3条
85	地方公務員共済組合連合会	〃	特許 3条
86	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）	特許 3条
87	地方公務員の団体 （法人であるものに限る。）	地方公務員法（昭和25年法律第261号）	準則 54条
88	中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法	認可 61条
89	中央労働災害防止協会	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）	認可 19条
	中小企業事業団	中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）	廃止
91	中小企業退職金共済事業団 勤労者退職金共済機構に統合	中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）	特許 45条
92	中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	認可 82条の2
93	通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和52年法律第54号）	認可 16条
94	通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和54年法律第46号）	認可 12条
95	投資者保護基金	証券取引法	認可 79条の30
96	特定業種退職金共済組合 勤労者退職金共済機構に統合	中小企業退職金共済法	特許 45条
97	土地改良事業団体連合会	土地改良法	認可 111条の13
98	土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）	認可 15条の2
99	都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法	認可 90条（61条準用）
100	都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律	特許 1条
101	日本行政書士会連合会	行政書士法	認可 18条の5（16条の2の準用）
102	日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和41年法律第133号）	特許 1条
103	日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和23年法律第103号）	特許 43条
104	日本小型自動車振興会	小型自動車競走法	認可 18条
105	日本自転車振興会	自転車競技法	認可 13条の4
106	日本司法書士会連合会	司法書士法	認可 17条の4（15条の2の準用）

	名称	根拠法	設立方式
107	日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）	認可 46条
108	日本商工会議所	商工会議所法	認可 27条
109	日本消防検定協会	消防法	準則附則（昭和三十八年四月一五日法律第八八号）抄の5条
110	日本税理士会連合会	税理士法	認可 49条の15（49条の2の準用）
111	日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）	特許 1条
112	日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和39年法律第150号）	特許 1条
113	日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法	認可 17条の4
114	日本弁護士連合会	弁護士法（昭和24年法律第205号）	準則 34条準用する（50条）
115	農業共済基金	農業共済基金法（昭和27年法律第202号）	認可 9条
116	農業共済組合	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）	認可 24条
117	農業共済組合連合会	〃	認可 24条
118	農業協同組合中央会	農業協同組合法	認可 73条の45
119	農業協同組合連合会（医療法（昭和23年法律第205号）第31条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして大蔵大臣が指定したものに限る。）		認可 59条
120	農業者年金基金	農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）	特許 1条
121	農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）	認可 26条
122	農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）	認可 11条
123	農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法（平成8年法律第53号）	特許 1条
124	農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法（昭和62年法律第79号）	認可 11条
125	農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）	
126	負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和8年法律第21号）	認可 15条
127	弁護士会	弁護士法	準則 34条
128	弁理士会	弁理士法（大正10年法律第100号）	
129	北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法（昭和44年法律第34号）	認可 3条
130	野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）	認可 26条
131	郵便貯金振興会	郵便貯金法（昭和22年法律第144号）	認可 77条
132	輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和27年法律第299号）	認可 14条
133	輸出入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	〃	認可 14条
134	輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	〃	認可 14条
135	預金保険機構	預金保険法（昭和46年法律第34号）	認可 11条
136	労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和24年法律第174号）	準則 11条
137	労働災害防止協会	労働災害防止団体会法	認可 19条準用する（45条）

法人税法 別表3 (協同組合等)

	名称	根拠法	設立方式
138	環境衛生同業組合(組合員に出資をさせるものに限る。)	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律 活衛星関係営業の適正化及び進行に関する法律	生 認可 24条
139	環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせるものに限る。)	"	認可 24条
140	環境衛生同業小組合	"	認可 24条
141	共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)	認可 100条6(64条の準用)
142	漁業協同組合	"	認可 64条
143	漁業協同組合連合会	"	認可 92条(64条の準)
144	漁業生産組合(当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)	"	認可 86条(64条の準用)
145	商工組合(組合員に出資をさせるものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律	認可 42条
146	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)	-
147	商工組合連合会(会員に出資をさせるものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律	認可 42条
148	商店街振興組合	商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)	認可 第36条
149	商店街振興組合連合会	"	認可 第36条
150	消費生活協同組合	消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)	認可 第58条
151	消費生活協同組合連合会	"	認可 第58条
152	信用金庫	信用金庫法(昭和26年法律第238号)	認可 31条・87条の2
153	信用金庫連合会	"	認可 31条・87条の2
154	森林組合	森林組合法(昭和53年法律第36号)	認可 第78条
155	森林組合連合会	"	認可 第109条(78条の準用)
156	水産加工業協同組合	水産業協同組合法	認可 96条(64条の準)
157	水産加工業協同組合連合会	"	認可 100条6(64条の準用)
158	生産森林組合(当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)	森林組合法	認可 100条(78条の準用)
159	船主相互保険組合	船主相互保険組合法(昭和25年法律第177号)	認可 17条
160	たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法(昭和33年法律第135号)	認可 41条
161	中小企業等協同組合(企業組合を除く。)	中小企業等協同組合法	認可 27条の2
162	内航海運組合	内航海運組合法(昭和32年法律第162号)	認可 28条
163	内航海運組合連合会	"	認可 58条(28条の準)
164	農業協同組合	農業協同組合法	認可 60条
165	農業協同組合連合会(別表第2第1号の表の農業協同組合連合会の項に規定する大蔵大臣が指定をしたものを除く。)	"	認可 73条の45
166	農事組合法人(農業協同組合法第72条の8第1項第2号(農業の経営)の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)	"	準則 72条の16
167	農林中央金庫	農林中央金庫法(大正12年法律第42号)	認可 2条
168	輸出組合(組合員に出資をさせるものに限る。)	輸出入取引法	認可 14条
169	輸出水産業組合	輸出水産業の振興に関する法律(昭和29年法律第154号)	認可 13条

	名称	根拠法	設立方式
170	輸出入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法	
171	輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	”	認可 19条の6(14条の準用)
172	労働金庫	労働金庫法（昭和28年法律第227号）	準則27条 (ただし事業の実施には免許が必要6条)
173	労働金庫連合会	”	準則27条 (ただし事業の実施には免許が必要6条)

法人税法別表に記載がない法人等

	名称	根拠法	設立方式
174	医療法人	医療法	認可 45条
175	協業組合	中小企業団体の組織に関する法律	認可 5条の17
176	マンション建替組合	マンションの建替えの円滑化等に関する法律(マンション建替え法)	認可 9条
177	マンション管理組合法人	建物の区分所有等に関する法律	準則 47条
178	認可地縁団体	地方自治法	認可 260条の2
179	行政書士会	行政書士法	認可 16条の2
180	政党	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律	準則 4条
181	中間法人	中間法人法	準則

参考資料2 主な非営利法人格における制度比較

法人名	特定非営利活動法人	社団法人	財団法人	学校法人	社会福祉法人	宗教法人	医療法人	中間法人 (有限責任)	中間法人 (無限責任)
根拠法	特定非営利活動促進法	民法		私立学校法	社会福祉法	宗教法人法	医療法	中間法人法	
法人の目的	特定非営利活動を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、社員の資格の得喪に不当な条件がなく、役員報酬を受け取る者が役員総数の1/3以下、宗教活動・政治活動を主目的とはしない(2条) 特定の個人または法人その他の団体の利益を目的とする事業は行わない、特定の政党の活動のために利用しない(3条)	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他の公益に関するもので営利を目的としないこと(34条)		私立学校の設置(3条)	社会福祉事業を行うこと(22条)	宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有、維持運営し、その他業務、事業を運営(1条)	病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設の開設(39条)	社員に共通する利益を図ることを目的とし、余剰金を社員に分配しない(2条) 社員の共同による定款策定と署名(10条) 最低基金総額は300万円以上(12条)	社員に共通する利益を図ることを目的とし、余剰金を社員に分配しない(2条) 社員の共同による定款策定と署名(93条)
能力	民法43条・44条の準用(8条)	民法43条(法人は法令の規定、定款又は寄附行為に定められた目的の範囲内で権利・義務を負う) 民法44条(法人の理事やその代理人等が他人に損害を与えた損害賠償責任と連帯責任。)		民法43条・44条の準用(29条)	民法43条・44条の準用(29条)	規則に定める目的の範囲(10条) 第三者への損害賠償(11条)	民法43条・44条の準用(68条)	民法43条・44条の準用(9条)	
設立の許認可等	認証(10条)	許可(34条)		認可(30条)	認可(30条)	認証(12条)	認可(45条)	準則主義(10条)(商法167条の準用)	準則主義(94条)
名称の使用制限	あり(4条)	あり(34条の2)		あり(65条)	あり(23条)	-	あり(40条)	あり(8条)	
設立時の作成書類	申請書、定款、役員名簿、就任承諾書、役員住所を証する書面、宣誓書、役員のうち報酬をうける者の名簿、社員10名以上の者の名簿、確認書、設立趣旨書、設立者名簿、設立の意思決定を証する議事録、設立当初の財産目録、設立当初の事業年度を記載した書面、撰理の初年及び翌年の事業計画書、初年及び翌年の収支予算書(10条)	定款の作成(37条)	寄附行為の作成(39条)	寄附行為の作成(30条) 私立学校の経営に必要な資産を有すること(25条)	定款の作成(29条) 社会福祉事業を行うに必要な資産を備えること(25条)	規則の作成(12条-1)	定款又は寄附行為の作成(44条)	定款(10条)	

法人名	特定非営利活動法人	社団法人	財団法人	学校法人	社会福祉法人	宗教法人	医療法人	中間法人 (有限責任)	中間法人 (無限責任)
構成員	社員	社員	-	社員	社員	社員	社団の場合は社員	社員	
総会	設置・社員総会 (民法60・61条の準用) (30条)	設置・総会 (60・61条) 社団法人の理事は少なくとも毎年一回社員の通常総会の開催を要する(60条) 社団法人の理事は必要があると認めるときは臨時総会を招集することができる(61条)	-	評議員会(諮問機関)の設置(41条) * 評議員の選任は学校法人の職員、25歳以上の卒業生など、寄付行為の定めによる(44条)	評議員会の設置、但し、任意(42条)	定めなし	社団では総会を設置 民法60・61条の準用(68条)	設置・社員総会 (29条)	定めなし
総会の招集者	理事(民法の60・61条の準用:NPO法30条) 社員(民法の61条の準用:NPO法30条) 監事(NPO法18条)	理事(60・61条) 社員(総社員の1/5以上、又は定款の定めにある定数以上の請求):61条 監事(監査により重大な不正等が発見された場合):59条		評議員会について 理事長(41条) 評議員(評議員総数の1/3以上)(41条)	評議員会について 理事 監事(評議員会があり監査で発見された不整を報告する場合は理事に評議員会の開催を請求(40条))	定めなし	理事長(医療法68条) 社員(民法61条の準用:総社員の1/5以上、又は定款の定めにある定数以上の請求):医療法68条 監事(民法59条の準用:監査により重大な不正等が発見された場合):医療法68条	理事(29条) 社員(総社員の議決権の1/10以上、または定款の定めによる社員の請求:30条) 監事(監査により法令・定款違反等が発見された場合、若しくは恐れがある場合:55条)	定めなし
総会の招集・通知	民法62条の準用(30条)	少なくとも五日前に会議の目的・事項を示し、定款で定められた方法で通知を行う(62条)		定めなし	定めなし	定めなし	民法62条の準用(医療法68条)	当該社員総会の日から一週間前、若しくは定款の定める(31条)	定めなし
総会の権限	民法63・64条の準用(30条)	社団法人の事務は、定款で理事・その他の役員に委任したものの以外は総会の決議に従う(63条) 総会の決議事項は定款の定めによる(64条)		評議員会について 評議員会議事事項の議決(41条) 予算・借入金・重要な資産の処分 寄附行為の変更 合併・解散・収益事業の重要事項 その他学校法人の業務の重要事項で寄附行為の定めに対する意見(寄附行為をもつて評議員会の議決にすることも可(42条)) 学校法人の業務、財産、役員の業務執行状況に対する意見、諮問、報告の徴収(43条)	評議員会について 定款の定め(42条)	定めなし	民法63・64条の準用(医療法68条)	社員総会は、この法律又は定款に定めた事項に限り、決議をすることができる(28条)	定めなし

法人名	特定非営利活動法人	社団法人	財団法人	学校法人	社会福祉法人	宗教法人	医療法人	中間法人 (有限責任)	中間法人 (無限責任)	
理事	要否	必要(15条)	必要(52条)	必要(35条)	必要(36条)	必要(18条)	必要(46条の2)	必要(39条)	定めなし 社員自らがあたる (102・103条)	
	定数	3人以上(15条)	1人以上(52条)	5人以上(35条)	3人以上(36条)	責任役員3人以上、うち1人を代表役員(18条)	3人以上、ただし所轄庁認可の場合は1~2名で可(46条の2)	1人以上(39条)		
	任期	2年以内で定款による。ただし再任は妨げない(24条)	定めなし	定めなし	2年以内、ただし再任は妨げない(36条)	責任役員については定めなし 代表役員は責任役員 の互選(18条)	定めなし	理事2年(41条)設立時は1年		
	選出方法	定めなし	定款に理事の任免に関する規定を記載する(37条)	学校長、評議員、寄附行為の定め(38条)	定めなし	定めなし	理事長については定款、寄付行為に定めがある医師・歯科医師の理事より選出(46条の3) 開設する全ての病院、介護老人保健施設の管理者を理事に加える。但し、所轄庁の認可を受けた場合は施設管理者の一部を加えなくても可(47条)	社員総会による選任(40条) 委任の規定(43条)	定款または総社員の同意で代表者を定めることができる(103条)	
	任命方法	定めなし * 役員の就任に当たっては就任承諾書を所轄庁に提出(10・23条)								
	辞任解任	定めなし		定めなし			管理者たる理事は管理者の職を退いた時は理事の職を失う(47条) 所轄庁の役員解任勧告(64条)	総会決議により解任(42条)	正当な事由があるときに限り、他の社員の一致により除名が可(100条)	
	報酬	定めなし	定めなし				定めなし	定款に定める、定めがない時は社員総会の決議(43条)		
	欠格事由	成年被後見人等・復権前の破産者・禁固以上の刑執行後2年以内・暴力団員・NPO解散時の役員(20条)	剥奪公権者・停止公権者(民施27条)	校長等の欠格事由準用(38条)	成年被後見人、福祉関係法違反、禁固以上の刑を執行されている者、社福法人解散時の役員(36条)	未成年者・成年被後見人、禁固以上の刑を執行されている者(22条)	成年被後見人、医師法等での罰金・禁固以上の刑執行後2年以内(46条の2)	定めなし	(社員の法定退社) 定款に定めた事由発生、総社員の同意、除名、死亡、破算、後見開始の審判(99条)	
	理事会の制限	有給役員の割合制限1/3以下(2条) 役員総数の1/3未満に同一親族等を制限(21条) 監事・職員との兼任禁止(19条)	定めなし	三親等以内の親族、配偶者が一人をこえて就任することの排除(38条)	三親等以内の親族・配偶者が役員総数の1/2をこえることの排除(36条)	定めなし	定めなし	定めなし		
理事の職務と責務	職務権限	代表権(定款で制限することも可)(16条) 業務決定権(過半数が必要)(17条)	代表権(53条) 事務決定権(過半数が必要)(52条)	代表権(寄付行為で制限することも可)(37条) 業務決定権(過半数が必要)(36条)	代表権(定款で制限することも可)(38条) 業務決定権(過半数が必要)(39条)	代表役員の代表権(18条) 事務決定権(18条)	事務執行権(民52条準用) 理事長は医療法人を代表し、業務を総理する(46条の3)	業務の執行(44条) 代表権(45条)	社員自らがあたる 業務の執行(102条) 代表権(103条)	
	義務責任(内部)	利益相反の代表権の制限については民法57条の準用(30条)	定款の規約、寄付行為が定める趣旨と総会議決に従う(53条) 利益相反の代表権の制限(57条) 善管注意義務(644条)	利益相反は民法57条準用(49条)	利益相反は民法57条準用(45条)	管理財産の目的外使用・又は濫用の禁止(18条) 利益相反の代表権制限(21条)	理事長は医療法人を代表し、業務を総理する(46条の3)	違法な基金返還の弁済・違法な損害の賠償(47条) 利益相反の代表権制限(46条)		
	義務責任(外部)	民法44条の準用(8条)	第三者に対する損害賠償責任(民法44条)	民法44条の準用(29条)	民法44条の準用(29条)	11条	民法44条の準用(68条)	悪意又は過失の場合、第三者への賠償(48条)		
	その他						役員責任(76条)	代表訴訟(49条)		

法人名		特定非営利活動法人	社団法人	財団法人	学校法人	社会福祉法人	宗教法人	医療法人	中間法人 (有限責任)	中間法人 (無限責任)
監事	設置	一人以上(15条)	任意(58条)		二人以上(35条)	一人以上(36条)	定めなし	一人以上(46条の2)	一人以上(51条) 社員総会による選任(52条) 任期3年以内(53条)	定めなし *社員は他の社員に事業遂行状況の報告を求め、法人の業務・財産の状況を調査することができる(105条)
	選任方法	定めなし	定めなし		定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	社員総会による選任(52条)	定めなし
	役務	理事の業務執行状況 法人の財産状況 不正等発見時の社員総会・所轄庁への報告 報告が必要な場合の社員総会の召集 理事への意見(18条)	法人の財産状況 理事の業務執行状況 不正等発見時の総会又は所轄庁への報告 報告が必要な場合の総会の招集(59条)		法人の財産状況 理事の業務執行状況 不正等発見時の評議員会又は所轄庁への報告 理事長に対する評議員会召集請求 理事への意見(37条)	理事の業務執行状況 法人の財産状況 不正等発見時の評議員会(所轄庁)への報告 理事に対する評議員会召集請求 理事への意見(40条)	定めなし	定めなし	理事・使用人の事業遂行状況 法人の業務・財産の状況 理事の社員総会提出議案書類の調査 不正等発見時の社員総会への報告 社員総会における幹事の選任・解任報酬への意見 理事に対する損害行為等をやめるよう請求(55条)	
定款		【定款】11条 目的名称 特定非営利活動の種類及びそれに係る事業の種類 主たる事務所、その他の事務所の所在地 社員の得喪に関する事項 役員に関する事項 会議に関する事項 資産に関する事項 会計に関する事項 収益事業を行う場合の種類 その他の収益事業に関する事項 解散に関する事項 定款の変更に関する事項 公告方法	【定款】37条 目的名称 事務所 資産に関する規定 理事の任免に関する規定 社員の資格の得喪に関する規定	【寄付行為】39条 目的名称 事務所 資産に関する規定 理事の任免に関する規定	【寄付行為】30条 目的名称 私立学校の名称・課程等 事務所の所在地 役員に関する規定 評議員会及び評議員に関する規定 資産及び会計に関する規定 収益事業の種類等に関する規定 (収益事業を行う場合) 解散に関する事項 規定 寄付行為に関する規定 公告の方法	【定款】31条 目的名称 社会福祉事業の種類 事務所の所在地 役員に関する事項 会議に関する事項 資産に関する事項 会計に関する事項 評議員会に関する事項 (設置する場合) 公益事業の種類 (行う場合) 解散に関する事項 定款の変更に関する事項 公告の方法	【規則】12条 目的名称 事務所 の所在利 その宗教法人を包括する宗教法人名 代表役員、責任役員、代務者等の呼称・責任 議決、諮問、監査等の機関 (設置する場合) 公益事業・その他の事業の種類・内容 (行う場合) 基本財産の設定、管理、処分、予算、決算、会計、財務に関する事項 規則変更に関する事項 解散の事由、精算人選任等の事項 公告の方法 他の宗教団体を制約する、又は制約をうける場合の事項	【定款又は寄付行為】44条 目的名称 開設する病院、診療所、介護保険施設の名称、場所 事務所 の所在地 資産、会計に関する規定 役員に関する事項 会議に関する事項 社員 の得喪に関する規定 定款、寄付行為の変更に関する規定 公告の方法	【定款】10条 目的名称 基金 の総額 基金 拠出者の権利 基金 の返還手続 公告 の方法 社員 の氏名・住所 主たる事務所 の所在地 社員 の資格の得喪 規定 事業年度	【定款】93条 目的名称 社員 の氏名・住所 主たる事務所 の所在地
事業等の変更		定款の変更は、定款の定めるところによる社員総会の議決(25条の) 所轄庁の認証(25条の)	定款の変更は総社員の3/4以上の同意(38条の) 主務官庁の認可(38条の)	-	寄附行為の変更は所轄庁の認可(45条)	定款の変更は所轄庁の認可(43条)	規則の変更は所轄庁の認証(26条)	定款、寄付行為の変更は都道府県知事の認可(50条)	社員総会の決議(72条)	総社員の同意(107条)
会計		財産目録、貸借対照表、収支計算書の備置(28条の)	財産目録の備置(51条) 社員名簿の備置(51条)	財産目録の備置(51条)	財産目録、貸借対照表、収支計算書の備置(47条)	計算書類(財務目録、貸借対照表、最終計算書)の備置(44条)	財産目録、収支計算書の備置(25条)	決算の都道府県知事への届出(51条) 財産目録、貸借対照表、収支計算書の備置と債務者への閲覧(52条)	付属明細書(貸借対照表、収益計算書、事業報告書、余剰金の処分又は損失処理に関する議案作成(59条))	定めなし

法人名		特定非営利活動法人	社団法人	財団法人	学校法人	社会福祉法人	宗教法人	医療法人	中間法人 (有限責任)	中間法人 (無限責任)	
支援税制	法人税	収益事業(33業種) により生じた所得に課税(46条) 軽減税率の適用なし(46条) 30%(所得800万円までは22%)	収益事業(33業種)により生じた所得に課税(法人税法7条) 軽減税率の適用あり(法人税法66条) 22%	収益事業(33業種)により生じた所得に課税(法人税法7条) 軽減税率の適用あり(法人税法66条) 22%	収益事業(33業種)により生じた所得に課税(法人税法7条) 軽減税率の適用あり(法人税法66条) 22%	収益事業(33業種)により生じた所得に課税(法人税法7条) 軽減税率の適用あり(法人税法66条) 22%	収益事業(33業種)により生じた所得に課税(法人税法7条) 軽減税率の適用あり(法人税法66条) 22%	収益事業(33業種)により生じた所得に課税(法人税法7条) 特定医療法人には軽減税率の適用あり(租税特別措置法67条の2) 22%	定めなし(課税:30%(所得800万円までは22%))		
		非収益事業	非課税(46条)	非課税(法人税法7条)	非課税(法人税法7条)	非課税(法人税法7条)	非課税(法人税法7条)	非課税(法人税法7条)	特定医療法人には軽減税率(22%)の適用あり(租税特別措置法67条の2)	定めなし(課税:30%(所得800万円までは22%))	
	寄付	当該法人の寄付金損金算入額	当該事業年度の収益事業所得金額の2.5%(法人税法施行令73条(2))	当該事業年度の収益事業所得金額の20%(法人税法施行令73条(3)イ)	当該事業年度の収益事業所得金額の50%、または200万円のうち大きい額(法人税法施行令73条(3)イ)	当該事業年度の収益事業所得金額の50%、または200万円のうち大きい額(法人税法施行令73条(3)イ)	当該事業年度の収益事業所得金額の20%(法人税法施行令73条(3)イ)	当該事業年度の収益事業所得金額の20%(法人税法施行令73条(3)イ)	(当該事業年度の所得金額の2.5%+資本等の0.25%)×1/2(法人税法施行令73条(1))	(当該事業年度の所得金額の2.5%+資本等の0.25%)×1/2(法人税法施行令73条(1))	
		みなし寄付	適用されない(NPO法46条)	適用あり(法人税法37条)	適用あり(法人税法37条)	適用あり(法人税法37条)	適用あり(法人税法37条)	適用あり(法人税法37条)	適用されない	適用されない	
		外部からの寄付	法人寄付 ・NPO法人に対する寄付は一般寄付金の枠内 ・認定NPO法人に対する寄付は一般寄付金と別枠で損金算入限度額まで割増で損金算入(法人税法37条(3)、法人税法施行令73条(1)(2)) 個人寄付 ・NPO法人には適用されない(NPO法46条) ・認定NPO法人については所得控除が適用される(租税特別措置法41条の18、66条の11の2)	法人寄付 特定公益増進法人として認定された法人に対する寄付は一般寄付金と別枠で損金算入限度額まで割増で損金算入(法人税法37条(3)、法人税法施行令73条(1)(2)) 個人寄付 特定公益増進法人として認定された法人のみ所得控除が適用される(所得税法217条(3))	法人寄付 特定公益増進法人として一般寄付金と別枠で損金算入限度額まで割増で損金算入(法人税法37条(3)、法人税法施行令73条(1)(2)) 個人寄付 特定公益増進法人として所得控除が適用される(所得税法217条(4))	法人寄付 特定公益増進法人として一般寄付金と別枠で損金算入限度額まで割増で損金算入(法人税法37条(3)、法人税法施行令73条(1)(2)) 個人寄付 特定公益増進法人として所得控除が適用される(所得税法217条(4))	法人寄付 一般寄付金の枠内 個人寄付 適用されない	法人寄付 一般寄付金の枠内 個人寄付 適用されない	法人寄付 一般寄付金の枠内 個人寄付 適用されない		
	情報公開・報告		事業報告書等の備置(28条の)と閲覧請求があった場合の閲覧(28条の) 事業報告書等、役員名簿等、定款等を毎年1回、所轄庁へ提出と閲覧(29条)	定めなし	評議員会の報告徴収(43、46条) 所轄庁への寄付行為変更の報告(45条) 所轄庁への報告書提出(6条)	事業報告書、財産目録、収支計算書の監事への提出(44条) 利害関係者への閲覧(44条) 所轄庁への報告書(59条)	規則、財産目録、収支計算書、境内建物に関する書類等の備置(25条) 上記書類等の所轄庁への提出() 規則案、財産処分、合併、解散等重要事項の信者等利害関係人への公示(12条、23条、34条、44条等)	決算の都道府県知事への届出(51条) 財産目録、貸借対照表、収支計算書の備置と債務者への閲覧(52条)	付属明細書の社員総会への提出・承認(59条) 定款、社員名簿、社員総会の議事録の備置と社員への閲覧(68・69条)		

法人名	特定非営利活動法人	社団法人	財団法人	学校法人	社会福祉法人	宗教法人	医療法人	中間法人 (有限責任)	中間法人 (無限責任)	
監督	所轄庁による 立入検査(41条) 改善命令(42条) 認証取消(43条)	主務官庁による命令、検査(67条)		所轄庁による 閉鎖命令(5条-2) 収益事業停止命令 (61条) 解散命令(62条)	所轄庁による 報告徴収、検査、役員 の解職勧告、業務 停止命令、解散命令 等(56条)	所轄庁による 公益事業以外の事 業停止命令(79条) 解散命令(裁判所) (81条)	都道府県知事による 報告徴収、立入検査 (63条) 業務停止命令、役員 の解任勧告(64条) 収益事業の停止命 令(64条の2) 設立認可の取消(65 条)	社員の代表訴 訟(49条) 監事の監査(55 条)	他の社員に事業遂行 状況の報告請求、法人 の業務・財産の状況調 査ができる(105条)	
合併	他の特定非営利法人 との合併が可(33条) 社員総会(3/4以上) の議決と所轄庁の認 証(34条)	定めなし		可(理事の2/3以上の 同意と所轄庁の認可) (52条)	他の謝意会福祉法 人との合併が可(理 事の2/3以上の同意 及び所轄庁の認可 による)(49条)	宗教法人との合併 が可(32条) 所轄庁の認証(39 条)	社団の医療法人は 他の社団の医療法 人と合併が可、財団 の医療法人は寄付 行為の規定がある 時に限り他の財団 の医療法人と合併 が可(57条) 社団の法人は社員 の同意、財団の法人 は理事の2/3以上の 同意 知事の認可(57条)	他の中間法人と合併することができる (122条) 有限責任中間法人と有限責任中間法人 の合併、有限責任中間法人と無限責任中 間法人の合併は「有限責任中間法人」、 無限責任中間法人と無限責任中間法人 の合併は「無限責任中間法人(122条)」		
解散	事由	社員総会の決議、定款 所定の解散事由の発 生、目的とする特定非 営利活動の不能、社員 の亡欠、合併、破算、 認証取消(31条)	定款規定の解散 事由の発生、目的 たる事業の成功 又は不能、破産、 認可の取消(68条) 総会の議決、社員 の亡欠(68条)	寄付行為所定の解 散事由の発生、目的 たる事業成功又は 不能、破産、認可取 消(68条)	理事の2/3以上の同 意、寄附行為に定め た解散事由の発生、目的 たる事業成功の不能、 合併、破産、所轄庁の 解散命令(50条)	理事2/3以上の同 意、定款規定の解散 事由の発生、目的 たる事業成功の不能、 合併、破産、所轄庁 の解散命令(44条)	任意解散、規則で定め る解散事由の発生、合 併、破産、認証取消、 裁判所の解散命令、包 括宗教団体の亡欠(43 条)	社団の法人は定款所 定の解散事由の発生、 目的たる業務成功の 不能、総会の決議、他 の医療法人との合併、 社員の亡欠、破産、設 立認可の取消(55条) 財団の法人は寄付行 為所定の解散事由の 発生、目的たる業務成 功の不能、他の医療法 人との合併、破産、設 立認可の取消	定款所定の解散 事由の発生、社員 総会の決議、合 併、社員が一人、 破産、裁判所の解 散命令(81条)	定款所定の解散事由 の発生、総社員の同 意、合併、社員が一人、 破産、裁判所の解散命 令(108条)
	手続	所轄庁の認定(31条の)	登記及び主務官庁 への届け出(77条)	登記及び主務官庁 への届け出(77条)	所轄庁の認可・認定 (50条)	所轄庁の認可・認定 等(46条)	任意解散の場合、所轄 庁の認証(44条)	都道府県知事の認可、 届け出(55条)	登記(商96・97 条の準用)(84条)	登記(商96・97条の 準用)(111条)
	清算 規定	民法の準用(40条)	73条~77条		民法の準用(58条)	民法の準用(55条)	民法の準用(51条)	56条以下	85~92条	112~121条
罰則	改善命令の違反は50 万円以下の罰金 (47・48条) 登記をしていない 時、財産目録の不備 置・不記載、不実の 記載は20万円以下の 過料	50万円以下の過料(84条) 登記の怠り、主務官庁、裁判所の検査妨害、 監督上の命令違反、不実の報告、事実の隠 蔽、破産宣告不請求、不正の公告		1万円以下の過料(66 条) 登記の怠り、不実の 登記、財産目録の不 備、貸借対照表の不 備、合併規定違反 (53条、54条) 破産宣告の不請求、 公告規定違反()	罰金、過料(131~ 134条) 停止命令違反、寄付 募集に関する報告 違反、不実の登記な ど	1万円以下の過料(88 条) 不実の記載による認 証、不実の登記、解散 の届出、規定に違反し た公告、財産目録等 の不提出、破産宣告 の不請求、不正の公告、裁 判所の検査妨害	罰金、過料(72~77 条) 秘密漏洩(72条)、禁 止違反(73条)、届出 義務違反(74条)、両 罰規定(75条)、医療 法人の役員責任(76 条)、名称冒濫(77条)	理事等の特別背任罪:5年以下の懲役又 は200万円以下の罰金(157条) 法人財産を危うくする罪:3年以下の懲 役又は100万円以下の罰金(158条) 虚偽文書行使罪:3年以下の懲役又は 100万円以下の罰金(159条) 預合いの罪:3年以下の懲役又は100万 円以下の罰金(160条) 汚職の罪:3年以下の懲役又は100万円 以下の罰金(161条)等		
その他				所轄庁の設立認可や 権限行使に当たって の審議会の関与(8 条,31条、61条、62 条)、親族の役員就任 制限(38条)	助成目的確保の ための監督(58条) 所轄庁の認可を 経て、設立登記に より法人格を取 得する(34条)					

参考資料3 法人税法が定める収益事業33業種と適用の範囲

事業区分	適用除外規定
<p>1. 物品販売業</p> <p>物品販売業（動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 日本体育・学校健康センター法（昭和60年法律第92号）第25条第1項（学校給食用物資の供給の相手方の制限）の規定による文部科学大臣の指定を受けた法人が行う同法第20条第1項第3号（業務）に規定する学校給食用物資その他学校給食の用に供する物資で財務省令で定めるものの販売業</p> <p>ロ 民法（明治29年法律第89号）第34条（公益法人の設立）の規定により設立された法人が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設の児童の給食用の輸入脱脂粉乳（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の7（軽減税率の適用手続）の規定の適用を受けたものに限る。）の販売業</p> <p>ハ 農畜産業振興事業団が農畜産業振興事業団法（平成8年法律第53号）第28条第1項第1号イ、同項第4号イ並びに同項第5号イ及びロ（指定食肉等の売渡し）並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項第3号及び第5号（指定乳製品等の売渡し等）に掲げる業務として行う物品販売業</p> <p>ニ 野菜供給安定基金が野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第15条第1項第3号（指定野菜の買入れ、保管及び売渡し）に掲げる業務として行う物品販売業</p> <p>ホ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第14条（特定の貸与機関）に規定する貸与機関が同法第2条第6項（定義）に規定する設備貸与事業として行う設備（同法第12条第1項（事業計画）に規定する事業計画に係るものに限る。）の販売業</p> <p>ヘ 塩事業法（平成8年法律第39号）第21条第1項（指定等）に規定する塩事業センターが同法第22条第1項第1号から第3号まで（業務）に掲げる業務及び同法附則第41条第1項（センターの供給する塩に関する経過措置）に規定する業務として行う物品販売業</p> <p>ト 新エネルギー・産業技術総合開発機構がアルコール事業法（平成12年法律第36号）第31条第1号（機構の特定アルコールの販売の業務）に掲げる業務及び同法附則第2条（機構の業務）に規定するアルコール（特定アルコールを除く。）の販売を行う業務として行う物品販売業</p>
<p>2. 不動産販売業</p> <p>不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 民法第34条の規定により設立された法人のうち、その出資金額若しくは拠出された金額の2分の1以上が地方公共団体により出資若しくは拠出されている法人又はその出資金額若しくは拠出された金額の全額が当該法人により出資若しくは拠出をされている法人で、その業務が当該地方公共団体の管理の下に運営されているもの（以下この項において「特定法人」という。）の行なう不動産販売</p> <p>ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法（昭和41年法律第133号）第23条第1号及び第2号（住宅の建設及び譲渡等）に掲げる業務として行なう不動産販売業</p> <p>ハ 農業者年金基金が農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号。次号ホ及び第5号チにおいて「平成13年農業者年金基金改正法」という。）附則第3条第1項第1号（業務に関する経過措置）に掲げる業務として行なう不動産販売業</p> <p>ニ 中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）第21条第1項第3号（業務の範囲）に掲げる業務（同項第2号ロに掲げるものに限る。）として行なう不動産販売業</p> <p>ホ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和62年法律第62号）第3条第1項（民間都市開発推進機構の指定）に規定する民間都市開発推進機構（次号及び第5号において「民間都市開発推進機構」という。）が同法第4条第1項第1号（機構の業務）及び同法附則第14条第2項第1号（機構の業務の特例）に掲げる業務並びに同条第10項（同条第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく業務として行なう不動産販売業</p> <p>ヘ 食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第11条第1項（指定）に規定する食品流通構造改善促進機構（第5号において「食品流通構造改善促進機構」という。）が同法第12条第2号（業務）に掲げる業務として行なう不動産販売業</p>
<p>3. 金銭貸付業</p> <p>金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 北方領土問題対策協会が北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号）第4条第1号から第4号まで（北方地域旧漁業権者等への貸付け等）に掲げる業務として行なう金銭貸付業</p> <p>ロ 勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成14年法律第39号）附則第10条（貸し付けられた資金に係る債権に関する業務）の業務として行なう金銭貸付業</p> <p>ハ 中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法第21条第1項第2号イから二までに掲げる事業及び同項第3号に掲げる業務（同項第2号イ、ハ又は二に掲げるものに限る。）に係る同項第2号イ、ハ又は二の中小企業構造の高度化に寄与する事業、中小企業構造の高度化を支援する事業又は中小企業の新事業の開拓を支援する事業に関して行なう金銭貸付業並びに同項第9号及び第12号に掲げる業務として行なう金銭貸付業</p> <p>ニ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第74条第5項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行なう同令第73条第1項第5号ヘ（特定退職金共済団体の要件）に掲げる貸付金に係る金銭貸付業</p> <p>ホ 農業者年金基金が平成13年農業者年金基金改正法附則第3条第1項第1号に掲げる業務として行なう金銭貸付業</p>

事業区分	適用除外規定
	<p>ハ 自動車事故対策センターが自動車事故対策センター法（昭和 48 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項第 3 号及び第 4 号（業務）に掲げる業務として行なう金銭貸付業</p> <p>ト 新エネルギー・産業技術総合開発機構が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和 55 年法律第 71 号）第 39 条第 1 項第 4 号（業務の範囲）に掲げる業務として行なう金銭貸付業</p> <p>チ 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第 4 条第 1 項第 2 号（機構の業務）に掲げる業務として行なう金銭貸付業</p> <p>リ 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年法律第 48 号）第 22 条第 1 項第 2 号に掲げる業務として行なう金銭貸付業</p> <p>ヌ 小規模企業者等設備導入資金助成法第 14 条に規定する貸与機関が同法第 2 条第 5 項に規定する設備資金貸付事業（同法第 12 条第 1 項に規定する事業計画に係るものに限る。）として行なう金銭貸付業</p>
<p>4. 物品貸付業</p> <p>物品貸付業（動植物その他の通常物品といわないものの貸付業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 土地改良事業団体連合会が会員に対し土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 111 条の 9（事業）に掲げる事業として行なう物品貸付業</p> <p>ロ 特定法人が農業若しくは林業を営む者、地方公共団体又は農業協同組合、森林組合その他農業若しくは林業を営む者の組織する団体（以下この号及び第 10 号八において「農業者団体等」という。）に対し農業者団体等の行なう農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行なう物品貸付業</p> <p>ハ 小規模企業者等設備導入資金助成法第 14 条に規定する貸与機関が同法第 2 条第 6 項に規定する設備貸与事業として行なう設備（同法第 12 条第 1 項に規定する事業計画に係るものに限る。）の貸付業</p>
<p>5. 不動産貸付業</p> <p>不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 特定法人が行う不動産貸付業</p> <p>ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法第 23 条第 1 号及び第 2 号に掲げる業務として行なう不動産貸付業</p> <p>ハ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条（定義）に規定する社会福祉法人が同法第 2 条第 3 項第 8 号（定義）に掲げる事業として行なう不動産貸付業</p> <p>ニ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項（宗教法人の定義）に規定する宗教法人又は民法第 34 条の規定により設立された法人が行う墳墓地の貸付業</p> <p>ホ 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業</p> <p>ヘ 主として住宅の用に供される土地の貸付業（イからハまで及びホに掲げる不動産貸付業を除く。）で、その貸付けの対価の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの</p> <p>ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる業務として行なう不動産貸付業</p> <p>チ 農業者年金基金が平成 13 年農業者年金基金改正法附則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務として行なう不動産貸付業</p> <p>リ 食品流通構造改善促進機構が食品流通構造改善促進法第 12 条第 2 号に掲げる業務として行なう不動産貸付業</p> <p>ヌ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 3 条第 1 項（基本指針）に規定する商工会等が同法第 5 条第 1 項（基盤施設計画の認定）に規定する基盤施設事業として行なう不動産（同項に規定する施設に該当するものうち小規模事業者に貸し付けられるものとして財務省令で定めるものに限る。）の貸付業</p>
<p>6. 製造業</p> <p>製造業（電気又はガスの供給業、熱供給業及び物品の加工修理業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 第 1 号イに規定する文部科学大臣の指定を受けた法人が行う同号イに規定する物資の製造業</p> <p>ロ 新エネルギー・産業技術総合開発機構がアルコール事業法附則第 2 条に規定するアルコールの製造を行う業務として行なう製造業</p>
<p>7. 通信業 （放送業を含む。）</p>	なし
<p>8. 運送業 （運送取扱業を含む。）</p>	なし
<p>9. 倉庫業</p> <p>（寄託を受けた物品を保管する業を含むものとし、第 31 号の事業に該当するものを除く。）</p>	なし

事業区分	適用除外規定
<p>10. 請負業</p> <p>請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行なうその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用をこえないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件を備えるもの</p> <p>ロ 土地改良事業団体連合会が会員又は国若しくは都道府県に対し土地改良法第 111 条の 9 に掲げる事業として行なう請負業</p> <p>ハ 特定法人が農業者団体等に対し農業者団体等の行なう農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行なう請負業</p> <p>ニ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（当該研究に係る実施期間が 3 月以上のもの並びにその委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているものに限る。）</p>
11. 印刷業	なし
12. 出版業	特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行なうもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報をもつばらその会員に配布するために行なうものを除く。
13. 写真業	なし
<p>14. 席貸業のうち次に掲げるもの</p> <p>席貸業について該当範囲</p>	<p>イ 不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業</p> <p>ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の用に供するための席貸業</p> <p>(2) 社会福祉法第 2 条第 1 項（定義）に規定する社会福祉事業として行われる席貸業</p> <p>(3) 私立学校法第 3 条に規定する学校法人若しくは同法第 64 条第 4 項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 31 条（職業訓練法人）に規定する職業訓練法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業</p> <p>(4) 法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業で、当該法人の会員その他これに準ずる者の用に供するためのもののうちその利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの</p>
15. 旅館業	なし
16. 料理店業その他の飲食店業	
17. 周旋業	
18. 代理業	
19. 仲立業	
20. 問屋業	
21. 鉱業	
22. 土石採取業	
23. 浴場業	
24. 理容業	
25. 美容業	
26. 興行業	
27. 遊技所業	
28. 遊覧所業	

事業区分	適用除外規定
<p>29. 医療保健業</p> <p>医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 日本赤十字社が行う医療保健業</p> <p>ロ 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業</p> <p>ハ 私立学校法第 3 条に規定する学校法人が行う医療保健業</p> <p>ニ 健康保険組合若しくは健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会が行う医療保健業</p> <p>ホ 国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う医療保健業</p> <p>ヘ 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う医療保健業</p> <p>ト 日本私立学校振興・共済事業団が行う医療保健業</p> <p>チ 民法第 34 条の規定により設立された法人で、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項及び第 2 項（保健事業及び福祉事業）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 79 条（福祉施設）又は船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 57 条ノ 2（福祉事業）の規定による事業又は施設の経営につき政府の委託を受けたものが行う医療保健業</p> <p>リ 民法第 34 条の規定により設立された法人で、結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）の規定に基づく健康診断、予防接種及び医療を行い、かつ、これらの医学的研究（その研究につき国の補助があるものに限る。）を行うものうち法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの及びその支部であるものが行う医療保健業</p> <p>ヌ 民法第 34 条の規定により設立された法人で、ハンセン病患者の医療（その医療費の全額が国の補助によつていっているものに限る。）をするものが行う医療保健業</p> <p>ル 民法第 34 条の規定により設立された法人で専ら学術的研究を行うものがその学術の研究に付随して行う医療保健業</p> <p>ヲ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員として民法第 34 条の規定により設立された法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内のすべての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を備えるものが行う医療保健業</p> <p>ワ 一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を備える法別表第 2 第 1 号の表に掲げる農業協同組合連合会が行う医療保健業</p> <p>カ 民法第 34 条の規定により設立された法人で看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）第 14 条第 1 項（指定等）の規定による指定を受けたものが、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 8 項（定義）に規定する訪問看護、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 46 条の 5 の 2 第 1 項（老人訪問看護療養費の支給）に規定する指定老人訪問看護又は健康保険法第 44 条の 4 第 1 項（訪問看護療養費）に規定する訪問看護の研修に付随して行う医療保健業</p> <p>ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を備える公益法人等が行う医療保健業</p>
<p>30. 一定の技芸教授業</p> <p>洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは小型船舶（総トン数 5 トン未満の沿岸小型船に限る。）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授（通信教育による技芸の教授及び技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を含む。以下この号において同じ。）のうちイ及びハからホまでに掲げるもの以外のもの。</p> <p>又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授（通信教育による</p>	<p>イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条（学校の範囲）に規定する学校、同法第 82 条の 2（専修学校）に規定する専修学校又は同法第 83 条第 1 項（各種学校）に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの</p> <p>ロ イに規定する学校、専修学校又は各種学校において行われる学力の教授で財務省令で定めるもの</p> <p>ハ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 51 条（通信教育の認定）の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育として行う技芸の教授又は学力の教授</p> <p>ニ 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 3 条第 3 項（理容師試験の受験資格）又は美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 4 条第 3 項（美容師試験の受験資格）の規定により厚生労働大臣の指定を受けた施設において養成として行う技芸の教授で財務省令で定めるもの並びに当該施設に設けられた通信課程に係る通信及び添削による指導を専ら行う法人の当該指導として行う技芸の教授</p> <p>ホ 船舶職員法（昭和 26 年法律第 149 号）第 13 条の 2 第 1 項（試験の免除）の規定による船舶職員養成施設として国土交通大臣の指定を受けた 4 級小型船舶操縦士第 2 種養成施設において養成として行う技芸の教授</p>

事業区分	適用除外規定
<p>当該学力の教授を含む。 以下この号において同じ。)のうち口及びハに掲げるもの以外のもの。 若しくは公開模擬学力試験(学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため広く一般に参加者を募集し当該学力試験にその内容及び方法を擬して行われる試験をいう。)を行う事業</p>	
31. 駐車場業	なし
<p>32. 信用保証業 信用保証業のうち次に掲げるもの以外のもの</p>	<p>イ 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)その他財務省令で定める法令の規定に基づき行われる信用保証業 ロ イに掲げる信用保証業以外の信用保証業で、その保証料が低額であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの</p>
<p>33. 無体財産等の提供を行う事業 その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の譲渡又は提供(以下この号において「無体財産権の提供等」という。)のうち次に掲げるもの以外のものを行う事業</p>	<p>イ 国又は地方公共団体(港湾法(昭和25年法律第218号)の規定による港務局を含む。)に対して行われる無体財産権の提供等 ロ 宇宙開発事業団、海洋科学技術センターその他特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものがその業務として行う無体財産権の提供等 ハ その主たる目的とする事業に要する経費の相当部分が無体財産権の提供等に係る収益に依存している公益法人等として財務省令で定めるものが行う無体財産権の提供等</p>

法文より価値総合研究所作成

参考資料4 準則主義で非収益事業非課税が適用される法人

法人名	労働組合	マンション管理組合法人	政党	農事組合法人	弁護士会
準拠法	労働組合法	建物の区分所有等に関する法律	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律	農業協同組合法	弁護士法
設立	準則(労働委員会の証明)	準則(47条)	準則(4条)	準則(72条の16)	準則(33・34条)
法人の目的・性格	労働組合とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体(2条)、この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。(11条)	マンション管理組合法人とは、「建物並びにその敷地及び付属施設の管理を行うための団体(3条)」のうち、区分所有者が30人以上で、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で法人となる旨並びにその名称及び事務所を定め、かつ、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。(47条)	政党とは、政治団体(政治資金規正法の第3条に規定する政治団体)のうち、政党法3条各号いずれかに該当し、中央選挙管理会の確認を受け、その主たる事務所の所在地において登記することにより、法人となる。(4条)	農事組合法人は、その組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする。(72条の3)	弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。(31条)
構成員			衆議院議員又は参議院議員5名以上など(3条)	組合員3人以上(72条の10)	
構成員たる資格	労働者とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。(3条)			農民、組合、農地保有合理化法人、継続的取引関係者(72条の10)	
法人税法上の取り扱い	公益法人等(法人であるもの) (法人税法2条別表2)	公益法人等 (47条)	公益法人等(法人であるもの) (13条)	協同組合等(組合員に対して確定給与を支払わない場合)	公益法人等 (法人税法2条別表2)
非収益事業	非課税 (法人税法7条)	非課税 (47条)	非課税 (13条)	軽減税率の適用あり(2.2%) (法人税法66条)	非課税 (法人税法7条)
支援税制	収益事業	軽減税率の適用あり(2.2%) (法人税法66条)	軽減税率の適用はなし (13条)	軽減税率の適用あり(2.2%) (法人税法66条)	軽減税率の適用あり(2.2%) (法人税法66条)
	その他	当該事業年度の収益事業所得金額の20%(法人税法施行令73条(3)ロ) みなし寄附の適用あり (法人税法37条)	寄付金の損金不算入(47条)	寄付金の損金不算入(13条) みなし寄附の適用はなし(13条)	当該事業年度の収益事業所得金額の20%(法人税法施行令73条(3)ロ) みなし寄附の適用あり (法人税法37条)

参考資料 5 公益法人改革を取り巻く流れ

	日時	内容
1 2 年 平 成	12月1日	「行政改革大綱」閣議決定 財政負担の軽減・合理化と公益法人に対する補助金の支出適性化などの観点から「公益法人に対する行政関与のあり方の改革」が位置付けられる。
1 3 年 平 成	4月13日	「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」とりまとめ
	7月23日	「行政委託型公益法人等の改革を具体化するための方針」とりまとめ
	12月18日	「行政委託型公益法人等改革の実施計画（補助金等関係）中間取りまとめ」
1 4 年 平 成	3月29日	「公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて」閣議決定 ・平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定。 ・平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。
		「公益法人に対する行政の関与にあり方の改革実施計画」閣議決定
	4月1日	中間法人法施行
	4～6月	公益法人有識者ヒアリング
	8月2日	「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」 ・非営利法人制度のあるべき姿として、法人設立の簡便性、公益性判断指標の明確化と客観性、行政庁の関与の最小限化、法人運営の透明性の担保、時代の変化に対応が5つの視点による改革パターン。 ・改革の対象は社団法人・財団法人、NPO法人、中間法人に限定され、このほかの社会福祉法人、学校法人、宗教法人等の法人は含まず。 ・NPO法人は発展的解消
	12月11日	改正NPO法成立 ・別表に掲げる活動の種類追加（情報化社会の発展、科学技術の振興、経済活動の活性化、職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援、消費者の保護） ・その他の事業の明確化 ・設立及び合併の認証の申請に係る申請書類の簡素化 ・定款記載事項の変更（事業年度を追加等） ・暴力団を排除するための措置の強化 ・役員任期の伸長 ・予算準拠の規定の削除 ・課税の特例（認定NPO法人） ・虚偽報告、検査忌避等に対する罰則規定の新設
12月24日	財務省、税制改正大綱発表 ・認定NPO法人の認定要件の緩和 ・認定NPO法人のみなし寄附（寄附金の損金算入限度額）を所得の金額の100分の20	
1 5 年 平 成	1月30日	「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」（11月～1月までの6回） 法人制度 ・公益法人制度と中間法人制度とを一括りにした「非営利法人」類型を新たに設ける。 ・現行のNPO法人制度は、この非営利法人制度の中に発展的に解消される可能性が高い。 ・非営利法人は準則主義（登記）により設立。 ・非営利法人の法人格は、公益性の有無に関わらずに法人格取得。 ・非営利法人のガバナンス（統治）は、中間法人制度の規律を基本としつつ、商法の規律も参考。 ・会計処理原則の統一も検討する。 ・中間法人制度にある基金制度は、導入する方向で検討。 ・非営利法人には、中間法人並みのディスクロージャーを義務付け。 ・財団法人制度については、準則主義での設立、社会貢献性の判断を「社団」と同様に行う。

日時	内容
	<p>税制優遇措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非営利法人の事業が、法律に規定する「社会貢献性」を有するとされる要件を満たした場合、一定の優遇措置を講ずる。 ・この優遇措置は、法人格の取得から切り離すとともに、更新制とする。 ・「社会貢献性」の要件は、法律上客観的で明確な基準とする。 ・「社会貢献性」の要件は、「法人の事業等の領域」「事業の実績・運営実態」「その他の規律」の3つの要素から判断。 ・社会貢献性があると判断された法人は、理事構成の制限やディスクロージャーの強化などの義務。 ・社会貢献性がある場合の優遇措置として重要な「税制上の優遇措置」については、別途、財務省、総務省等において検討。 ・社会貢献性がある非営利法人は、登録制度を実施する。登録先は、国の単一行政庁（第三者機関を含む）と、都道府県内において事業を行う法人等については都道府県を想定。
1月21日	NPO税制改正、閣議決定
2月1日	「中小企業挑戦支援法」施行 資本金1円でも株式会社・有限会社の設立が可能に。
2月14日	第3回税制調査会非営利法人課税ワーキンググループ 新たに設けることが検討されている「非営利法人」に対して、基本的に利益に法人税を課すという「原則課税」方式をとる方向で検討。ただし、一定の要件を満たす「非営利法人」に関しては非課税とするという、2段階方式。
2月20日	(財)公益法人協会「新公益法人制度の提言」を公表。
3月4日	第4回税制調査会非営利法人課税ワーキンググループ 非営利法人は原則課税との方針
3月10日	自民党の行政改革推進本部公益法人委員会が、政府の行革事務局に「NPO法人はいったん外すよう」に申し入れ。
3月12日	(財)公益法人協会は「4つの問題点-公益法人制度改革議論について-」と題する緊急アピールを公表。
3月14日	政府税制調査会会長が記者会見で社団法人・財団法人とNPOと中間法人は性格が全然違う」「それを十把一からげに非営利という形で税を仕組むというのは非常に問題」と発言。今回の公益法人制度改革からNPOをはずすべきという意見を述べるとともに、「公益法人と中間法人を括ることも分解の可能性がある」と指摘。
3月18日	民主党組織委員会NPO局は、「公益法人制度改革について」と題する局長談話を発表。談話では、公益法人制度改革で求められているのは、民間の非営利活動、社会貢献活動を活性化させ、これらの多様性が生きるしくみづくりであるとし、また、議論の過程に市民を参加させることを求めている。
3月25日	NPO法、公布から5周年
3月28日	改正認定NPO法人制度を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成15年度予算案とともに、参議院本会議で可決成立。4月1日から施行。
4月2日	自民党、行政改革推進本部公益法人委員会で意見集約 <ul style="list-style-type: none"> ・法人類型は、公益法人と中間法人を一括りにして「非営利法人」。 ・非営利法人の設立は準則主義。 ・非営利法人は課税法人とする。 ・社会貢献性の高い事業を行う非営利法人は法人類型ではなく、その事業に着目して税制優遇措置。 ・優遇措置の対象となる事業の基準は客観的な基準を法定。
5月1日	改正NPO法施行
5月16日	公益法人改革与党3党合意 <ul style="list-style-type: none"> ・公益性に関係なく設立できる「非営利法人」制度を創設。 ・すでに課税されている中間法人（業界団体や同窓会など）を当面、検討対象から除外。 ・新たな非営利法人は原則課税とされる方向だが、明記されず。 ・合意文書では、非営利法人への課税について「普遍的な国民の納税義務の下で、優遇措置を与えるためには明示的な立法による」ことを要請。 ・優遇措置のもとになる社会貢献性（公益性）は「客観的で明確な基準を法律で定める」とし、「所轄庁から独立した機関」が基準に合うかを判断。

15年
平成

日時	内容
5月30日	<p>与党3党による行財政改革推進協議会が公益法人改革に意見書 一般的な非営利法人制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の公益法人制度を廃止し、公益性の有無に関わらない新たな非営利法人制度を創設する。 ・ 非営利法人は準則主義（登記）による設立とする。 ・ 法人格と一定の優遇措置とを切り離す。 ・ 非営利法人制度の設計にあたっては、中間法人制度・NPO法人制度との法制上の関係を整理する。 ・ 一定の優遇措置のための「社会貢献性」 ・ 社会貢献性（公益性）のある法人には税等の優遇措置を与える。 この優遇措置は、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意して行う。 ・ 社会貢献性の判断については、客観的で明確な基準を法律で定める。
6月19日	<p>民主党・公益法人制度改革案（中間報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非営利法人全体のベースとなる基本類型（非営利法人（仮称））と、その法人類型をベースに税制上の優遇措置を与えられた法人類型（税制支援非営利法人（仮称））の2階建てとする。 ・ 主務官庁制は廃止する。 ・ 非営利法人（仮称）は、簡易に法人格を取得できるよう、登記（もしくは、基準を明確にしたうえでの認証）により設立できることとする。 ・ 法人税については、非営利法人（仮称）は原則非課税とし、収益事業（33事業）のみ課税とする。また、この法人類型については解散時の残余財産分配を不可とする。 ・ 税制支援非営利法人（仮称）については、社会貢献性、ガバナンスの整備、情報公開の程度等税制優遇を受けるにふさわしい法人として、明確な基準を設けたうえで、第三者機関が認定することとする（NPO支援税制を検討した際に民主党がまとめたパブリック・サポート・テスト等をイメージ）。 ・ 税制支援非営利法人については、法人税は原則非課税（収益事業のみ課税）のうえに、みなし寄付金制度や寄付控除等の優遇措置を与える（残余財産は分配不可）。 ・ 情報公開を徹底し、基本的に官庁による事前規制（官・民規制）から民間も含めた事後評価（民・民規制・格付け）に移行。 ・ 中間法人制度については、非営利法人の一種ではあるが、残余財産を構成員で分配できる点で非営利法人（仮称）と本質的に異なるため、法人類型としては当面残す。 ・ NPO法人制度については、制度の多様性を確保するという観点に配慮しつつ、制度として存続すべきか否か、今後「非営利法人（仮称）」・「税制支援非営利法人（仮称）」両制度の詳細が固まる中で検討していく。
6月27日	「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」閣議決定
8月1日	「公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会」が発足（内閣府、総務省、法務省、財務省の4府省で構成）

15年 平成

各種資料から価値総合研究所作成

参考資料6 公益法人の現況と指摘されている問題点等についての考察

当初、「行政委託型公益法人等」に対する行政の関与についての見直しに端を発した公益法人改革は、制度上の不備や一部の34条法人による不祥事、公務員の天下りといった批判とも相まって、制度全般についての見直しが議論されている。

この議論は、制度疲労をおこし社会状況の変化に対応できない制度を見直すといった点では賛同できるものの、その制度設計に当たっては、活動目的や事業分野・活動分野の違い、規模の大小などを十分に考慮した上で、検討される必要がある。34条法人においても、NPO法人と同様、多種多様な活動がなされており、この多様性を認識しないまま、ひとくくりで論じようとすることは不適當である。

ここでは、「問題意識」で指摘されている検討課題と問題点に沿って、改めて、34条法人の現況について整理を行った。

34条法人の概況

平成13年10月1日現在で、34条法人は社団法人・財団法人あわせて26,183法人と報告されており、平成10年の26,380法人をピークに、微減傾向にある。

設立目的別の法人数をみると、多様な目的や事業を行っていることがうかがわれる。

社団法人における社員数や財団法人における基本財産をみると、その規模にも多様性がある。なお、社団法人における社員数が0人、または0団体としている法人は、会員の対象を個人または企業に限定しているものと考えられ、また、少額の基本財産しか有さない財団法人は、設立当初は十分な金額であったが、積み増しをせずに年月が経過したことから現在の貨幣価値とかけ離れてしまったことが考えられる。

年間収入金額をみると、年間収入総額が20兆1,742億円で一法人あたりの平均は7億7,051億円となっているが、中央値が5,965万円と大きな隔たりがあり、また、1,000万円以上5,000万円未満の法人が26.1%、1,000万円未満の法人が26.1%と、半数近くの法人が中央値にも達していないなど、その規模の格差は大きい。

年間支出額も同様の傾向にあり、支出総額20兆4,282億円で一法人あたりの平均は7億8,021億円、中央値が5,959万円、1,000万円以上5,000万円未満の法人が26.2%、1,000万円未満の法人が20.6%となっている。

図表 参資6 - 1 設立目的別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
	法人数	割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	26,986	-	4,075	3,544	9,155	10,212
生活一般の小計	14,444	53.5	1,373	1,295	6,163	5,613
家庭生活	191	0.7	10	16	132	33
保健・衛生・医療	3,926	14.5	190	349	2,498	889
体育・レクリエーション	1,809	6.7	188	188	315	1,118
保 育	227	0.8	2	1	15	209
福祉・援護	1,991	7.4	112	197	608	1,074
職業・労働	2,290	8.5	402	141	1,283	464
福利・共済	1,213	4.5	76	198	354	585
居住・環境	1,150	4.3	107	78	299	666
安 全	957	3.5	148	64	442	303
その他の生活一般	690	2.6	138	63	217	272
教育・学術の小計	10,883	40.3	1,226	2,654	1,851	5,152
教 育	2,997	11.1	206	430	714	1,647
育英・奨学	1,517	5.6	26	407	48	1,036
学術・研究	1,901	7.0	368	836	300	397
文化・芸術	2,035	7.5	201	294	213	1,327
報道・出版	335	1.2	145	95	51	44
宗教関係	228	0.8	14	61	16	137
国際交流	1,089	4.0	218	452	170	249
その他の教育学術	781	2.9	48	79	339	315
政治・行政の小計	3,173	11.8	971	441	698	1,063
政治・行政	272	1.0	58	55	82	77
財政・経済	830	3.1	698	46	68	18
総合計画	103	0.4	15	30	15	43
地方行政	842	3.1	41	60	181	560
自然・環境	496	1.8	39	78	164	215
国際関係	353	1.3	90	147	62	54
その他の政治行政	277	1.0	30	25	126	96
産業の小計	7,440	27.6	1,913	891	3,019	1,617
金融・保険	249	0.9	147	38	45	19
農林水産	2,263	8.4	288	137	1,105	733
通商産業	1,963	7.3	459	295	732	477
運輸・交通	652	2.4	430	145	49	28
建設	962	3.6	171	56	613	122
通信	208	0.8	103	59	42	4
情報	654	2.4	230	114	187	123
その他の産業	489	1.8	85	47	246	111
合 計	35,940	-	5,483	5,281	11,731	13,445

出所：平成14年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資6-2 事業種類別法人数

	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	26,986	-	4,075	3,544	9,155	10,212
振興・奨励の小計	13,119	48.6	877	2,235	3,564	6,443
振興	5,829	21.6	486	523	2,338	2,482
助成・給付	4,599	17.0	151	1,256	549	2,643
貸与	656	2.4	28	99	67	462
表彰	610	2.3	68	204	106	232
信用保証	151	0.6	31	21	21	78
その他の振興・奨励	1,274	4.7	113	132	483	546
指導・育成の小計	16,052	59.5	2,466	1,495	7,689	4,402
教育・訓練	2,808	10.4	409	353	1,152	894
相談	1,358	5.0	143	117	585	513
研修会・講習会	7,712	28.6	1,328	680	3,950	1,754
その他の指導・育成	4,174	15.5	586	345	2,002	1,241
調査・研究の小計	11,884	44.0	3,190	2,422	3,727	2,545
研究	4,587	17.0	1,319	1,049	1,252	967
情報の収集	2,564	9.5	692	453	891	528
情報資料の作成	1,161	4.3	358	284	299	220
その他の調査・研究	3,572	13.2	821	636	1,285	830
普及・広報の小計	8,316	30.8	2,465	1,336	2,526	1,989
普及	4,851	18.0	1,468	660	1,486	1,237
雑誌・図書出版	998	3.7	357	342	127	172
説明会	216	0.8	121	13	62	20
その他の普及・広報	2,251	8.3	519	321	851	560
検査・検定の小計	961	3.6	193	266	268	234
検査・検定	569	2.1	76	146	186	161
資格の付与指定	154	0.6	80	45	20	9
証明	105	0.4	19	45	24	17
その他の検査・検定	133	0.5	18	30	38	47
交流の小計	2,722	10.1	543	700	964	515
連絡	308	1.1	102	30	132	44
国内交流	523	1.9	82	70	282	89
国際交流	1,369	5.1	318	552	241	258
その他の交流	522	1.9	41	48	309	124
共済の小計	1,031	3.8	65	79	416	471
共同・共済	596	2.2	42	37	201	316
補償	174	0.6	12	18	98	46
その他の共済	261	1.0	11	24	117	109
施設の運営の小計	6,835	25.3	177	643	844	5,171
会館・施設の建設	405	1.5	34	55	68	248
会館・施設の管理	3,382	12.5	55	224	382	2,721
会館・施設の貸与	756	2.8	28	65	129	534
会館・施設の公開	425	1.6	2	51	19	353
その他の施設の運営	1,867	6.9	58	248	246	1,315
その他	2,154	8.0	231	183	961	779
合 計	63,074	-	10,207	9,359	20,959	22,549

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

事業種類別公益法人数

出所：平成14年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資6-3 34条法人数の推移

		平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
国所管	社団	3,317	3,372	3,442	3,504	3,557	3,583	3,627
	財団	2,967	3,036	3,127	3,187	3,242	3,284	3,295
	合計	6,284	6,408	6,569	6,691	6,799	6,867	6,922
都道府県所管	社団	7,877	8,046	8,238	8,499	8,643	8,771	8,882
	財団	8,758	9,051	9,327	9,658	9,864	10,059	10,215
	合計	16,635	17,097	17,565	18,157	18,507	18,830	19,097
全体	社団	11,186	11,409	11,648	11,946	12,142	12,296	12,451
	財団	11,697	12,056	12,420	12,811	13,072	13,309	13,476
	合計	22,883	23,465	24,068	24,757	25,214	25,605	25,927
		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	
国所管	社団	3,654	3,672	3,691	3,704	3,883	3,877	
	財団	3,161	3,171	3,178	3,175	3,271	3,266	
	合計	6,815	6,843	6,869	6,879	7,154	7,143	
都道府県所管	社団	9,023	9,130	9,196	9,228	9,139	9,147	
	財団	10,343	10,396	10,410	10,342	10,145	10,070	
	合計	19,366	19,526	19,606	19,570	19,284	19,217	
全体	社団	12,618	12,743	12,827	12,872	12,889	12,889	
	財団	13,471	13,532	13,553	13,482	13,375	13,294	
	合計	26,089	26,275	26,380	26,354	26,264	26,183	

*1 国と都道府県との共管法人があるため、国所管と都道府県所管とを足した数は全体数と一致しない。

*2 各年10月1日現在

出所：平成14年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資6-4 社団法人における個人社員および団体社員の規模別法人数

(個人社員規模別法人数)

所管官庁	社団法人数	個人社員規模別法人数						個人社員合計人数	個人社員平均人数
		0人	1~99人	100~499人	500~999人	1,000~4,999人	5,000人以上		
国所管	3,877	1,918	676	500	184	411	188	6,264,799	1,616
都道府県所管	9,147	2,383	2,736	2,472	748	623	185	6,118,111	669
合計	12,889	4,208	3,389	2,966	923	1,030	373	12,367,092	960
	比率(%)	32.6	26.3	23.0	7.2	8.0	2.9		
前年合計	12,889	4,168	3,393	2,978	931	1,039	380	12,857,618	998

(団体社員規模別法人数)

所管官庁	社団法人数	団体社員規模別法人数						団体社員合計団体数	団体社員平均団体数
		0団体	1~99団体	100~499団体	500~999団体	1,000~4,999団体	5,000団体以上		
国所管	3,877	954	1,375	696	291	475	86	2,195,111	566
都道府県所管	9,147	5,364	2,569	970	171	66	7	602,144	66
合計	12,889	6,312	3,861	1,656	438	529	93	2,760,073	214
	比率(%)	49.0	30.0	12.8	3.4	4.1	0.7		
前年合計	12,889	6,296	3,924	1,619	419	535	96	2,799,087	217

出所：平成14年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資 6 - 5 財団法人における基本財産別規模別法人数

所管官庁	財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産合計金額 (百万円)	基本財産平均金額 (百万円)
		500万円未満	500万円～1千万円未満	1千万円～5千万円未満	5千万円～1億円未満	1億円～10億円未満	10億円以上		
国所管	3,266	316	105	585	289	1,398	573	2,648,096	811
都道府県所管	10,070	1,515	579	3,072	1,257	3,166	481	2,314,371	230
合計	13,294	1,825	682	3,641	1,538	4,555	1,053	4,957,948	373
	比率(%)	13.7	5.1	27.4	11.6	34.3	7.9		
前年合計	13,375	1,856	709	3,683	1,526	4,556	1,045	4,931,305	369

出所：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資 6 - 6 年間収入規模別法人数

所管官庁		法人数	年間収入額規模別法人数						年間収入合計金額 (百万円)	年間収入平均金額 (百万円)
			1千万円未満	1千万円～5千万円	5千万円～1億円	1億円～5億円	5億円～10億円	10億円以上		
国所管	社団	3,877	256	1,114	737	1,167	239	364	3,650,331	942
	財団	3,266	350	611	348	907	324	726	7,889,453	2,416
都道府県所管	社団	9,147	2,116	3,043	1,099	2,136	396	357	2,303,123	252
	財団	10,070	2,703	2,101	1,079	2,321	689	1,177	6,441,258	640
合計		26,183	5,397	6,837	3,228	6,476	1,643	2,602	20,174,226	771
	比率(%)		20.6	26.1	12.3	24.7	6.3	9.9		
前年合計		26,264	5,469	6,828	3,279	6,473	1,670	2,545	20,450,176	779

出所：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資 6 - 7 年間支出規模別法人数

所管官庁		法人数	年間支出額規模別法人数						年間支出合計金額 (百万円)	年間支出平均金額 (百万円)
			1千万円未満	1千万円～5千万円	5千万円～1億円	1億円～5億円	5億円～10億円	10億円以上		
国所管	社団	3,877	252	1,118	748	1,159	235	365	3,632,729	937
	財団	3,266	335	597	360	924	327	723	8,176,702	2,504
都道府県所管	社団	9,147	2,131	3,058	1,088	2,131	384	355	2,290,370	250
	財団	10,070	2,708	2,107	1,071	2,316	694	1,174	6,438,409	639
合計		26,183	5,398	6,848	3,232	6,475	1,635	2,595	20,428,199	780
	比率(%)		20.6	26.2	12.3	24.7	6.2	9.9		
前年合計		26,264	5,447	6,790	3,324	6,478	1,670	2,555	20,499,294	781

出所：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

指摘されている問題点等についての考察

1) 公益とは言い難い事業を行っている

各 34 条法人の目的と現在の公益性に関する基準とを照らし合わせ、各主務官庁が判断したものをみると、約 15% の 34 条法人が互助・共済など、本来の公益法人として十分な資格を有しないと報告されている。

この要因としては、その設立許可に当たっての主務官庁の裁量が非常に広範で、所管官庁によって公益性の判断基準が異なっていることと、34 条法人以外に法人格取得

の方法がなかったことが挙げられる。また、設立当時には公益性があると判断されていた法人が時代の移り変わりに伴い、現在の基準に照らすと公益性が乏しい、または認められないと判断される法人もあるものと考えられる。

一方、個別事業においても、営利法人と競合する事業の実施も指摘されているところではある。ただし、これらの点については、「営利」と「非営利」では、そもそも利益配分の原則が全く違うことを改めて認識したい。

前述のとおり、“公益”の概念は時代の移り変わりにも影響され、その判断基準は不変ではない。また、後述するように、大部分の法人では補助金によらず、各法人の事業目的に照らし合わせながら、創意工夫により活動費用の調達を行っている。そして、収益事業は 34 条法人に限らず、非営利法人全般においても、その財政基盤を支える上では重要なものである。

これら収益事業は 1,617,600 の営利法人³¹と同様、様々な形でサービスや事業がなされているが、基本的には、利益配分を目的とするものではなく、各法人の設立目的に照らし合わせて行われている。この点については、営利法人には適用されない税制上の優遇措置が 34 条法人には適用されている点から議論となっているが、“非営利性”の意義や多様性を看過して、ひとくくりにしての 34 条法人の規制強化論に結びつけることは避ける必要がある。

図表 参資 6 - 8 性格別法人数

所管官庁		法人数	性格別法人数			
			本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利法人等 転換候補	その他
国所管	社団	3,877	3,638	237	1	1
	財団	3,266	3,220	45	0	1
都道府県 所管	社団	9,147	6,229	2,833	25	60
	財団	10,070	9,185	772	15	98
合計		26,183	22,100	3,882	41	160
		比率(%)	84.4	14.8	0.2	0.6

出所：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

2) 官主導で設立したり、民間法人に行政代行的機能を担わせることは不適當

「行政委託型公益法人等」は、前述のとおり、特定の法令により各官庁から制度的に事務・事業の委託・推薦を受けている 34 条法人の総称である。これには単に補助金や委託費を受けている法人は含まれない。

行政がこのような法人を設立するのは、例えば、産業振興や文化振興、援助、施設運営、講習や試験の実施、検査など、公平性や中立性が求められる行政が直接行うには不適切な事業や、柔軟な対応を必要とする事業、また、経営合理化の観点から行政

³¹ 平成 13 年度事業所・企業統計調査（総務省）

が直接行うより効率的かつ円滑に行える事業があることが、その理由として挙げられる。ただし、「行政委託型公益法人等」の数をみると、国所管で 551 法人、都道府県所管で 1,228 法人となっており、全体に占める割合は 6.8%と少数となっている。

「行政委託型公益法人等」には法令で指定されている事業の独占や他からの参入が規制されている点への批判や指摘がみられる。これらの点については改善される必要があるが、公益法人制度の見直しだけでは不十分であり、「行政委託型公益法人等」の在り方やその根拠についての検討も必要である。そして、これを踏まえ、公益法人制度全般について規制や制限を強化することは、非営利法人の多様性をもたせるとした制度設計の後退につながるものと考えられる。

一方、34 条法人に対する行政からの補助金や委託費が問題点として指摘されるが、国所管の場合は補助金を受けている法人数は 426、委託費を受けている法人数は 674 と、合計 909 法人で国所管の法人全体の 12.7%となっている。金額をみると補助金交付総額は 4,071 億円で 1 法人平均 955.6 百万円、委託費交付総額は 1,728 億円で 1 法人平均 256.4 百万円となる。これと金額別の法人数とを見比べると、その支出金額の一部の法人に偏っていることがうかがわれる。なお、都道府県所管では金額別の法人数の集計はなされていないが、補助金の交付法人数 4,344 法人、委託費の交付法人数 3,033 法人、合わせて 7,337 法人となっており、都道府県所管の法人全体の約 4 割となっている。そして、補助金交付額は約 3,225 億円で、1 法人当たり平均 74 百万円、委託費の交付額が約 5,208 億円で 1 法人当たり平均 172 百万円となっている。

補助金や委託費額は、その補助対象や事業内容において相違があるため、一概にその金額の大小から適否の判定は行えない。そして、34 条法人全体からみれば、補助金、委託費の交付を受けている法人は 3 割程度となっており、他の 7 割の法人では、事業収入を中心に、その他、会費収入、財産運用収入により運営費用を調達していることがうかがわれる。当然、補助金や委託費の用途については、厳格にチェックされる必要があり、また、極端に補助金の額が集中している法人や、補助金を受けているにもかかわらず役職員の報酬が必要以上に高額な法人についてはチェックをする必要があるが、これが直ちに 34 条法人全体の批判に直結するものではない。これにより、公益法人への補助金や委託費の交付に過重な規制や制約を課することは、公益法人活動全体への後退も懸念される。

図表 参資 6 - 9 行政委託型公益法人等の数

	全法人数	行政委託型 公益法人等 の数	割合 (%)
国所管	7,413	551	7.4%
都道府県所管	19,217	1,228	6.4%
合計	26,183	1,779	6.8%

* 国と都道府県との共管法人があるため、国所管と都道府県所管とを足した数は合計に一致しない

出所：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資 6 - 10 国所管の 34 条法人に対する補助金・委託費等の交付額と交付法人数

(平成12年度決算ベース)

	交付額 (百万円)	交付 法人数	金額別法人数			
			1,000万円 未満	1千万円～ 1億円未満	1億円～ 10億円未満	10億円以上
補助金等 (構成比)	407,096	426	77 (18.1)	155 (36.4)	138 (32.4)	56 (13.1)
委託費 (構成比)	172,814	674	182 (27.0)	318 (47.2)	139 (20.6)	35 (5.2)
合計 (構成比)	579,910	909	190 (20.9)	388 (42.7)	237 (26.1)	94 (10.3)

(注) 1 法人数は共管による重複を除いた実数である。

2 本資料における補助金等とは、平成12年度決算書コード番号における目番号が

原則として「16」の補助金、負担金、交付金、補給金等である。また、委託費とは、同じく目番号が「14」のものである。

出所：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資 6 - 11 都道府県所管の 34 条法人に対する補助金・委託費等の交付額と交付法人数

(平成12年度決算ベース:百万円)

	補助金等		委託費	
	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数
知事部局所管	247,376	3,804	437,597	2,799
教育委員会所管	75,091	540	83,159	234
合計	322,467	4,344	520,756	3,033

(注) 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条

第21項別記でいう「節19 負担金、補助金及び交付金」、「節13 委託料」を指す。

出所：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

図表 参資 6 - 12 34 条法人の年間収入構成

(百万円)

		会費収入	財産運用 収入	寄附・補助 金等収入	事業収入	その他の 収入	合計
国所管	社団	408,715	48,392	275,538	2,538,119	378,809	3,650,331
	財団	231,268	229,454	673,725	5,213,799	1,541,210	7,889,453
都道府 県所管	社団	259,083	70,952	231,696	1,231,383	510,008	2,303,123
	財団	133,655	180,887	661,856	3,992,121	1,472,739	6,441,258
合計		1,031,009	529,369	1,835,845	12,884,660	3,892,586	20,174,226
		5.1	2.6	9.1	63.9	19.3	100.0
前年合計		1,020,190	518,503	1,991,809	12,718,042	4,199,830	20,450,176

出所：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

3) 公務員の再就職先として安易に用いられていないか

34 条法人には、公務員出身者が理事として就任し業務を執行している法人があることから、公務員の天下り先として 34 条法人が利用されているとの批判がみられる。

公務員出身理事がいる法人数は 7,916 法人と全法人数の 27.5%となっているが、このうち常勤理事として就任している法人数は 3,638 法人で 13.4%、所管官庁出身者が常勤理事として就任している法人は 3,385 法人で 12.9%を占めている。

公務員出身者が理事に就任し業務を行うことは、行政機関で培った経験や人的ネットワークを活すことにより効率的な運営が行えるというメリットもある。また、全ての理事が報酬を受けているとは限らない。特定の法人で所管官庁の出身者が多数を占めており、出身官庁との間に不透明な関係をつくったり、補助金を得ているのにもかかわらず役職員が必要以上に手厚い報酬を得ていたりすることが問題なのであって、公務員出身者の就任が全て悪いわけではない。また、同様の議論として、特定企業の社員の理事就任も問題点として挙げられているが、財団法人の中には、企業による出捐による設立がなされているものもある。この点を勘案せず、一律に規制や制約を課すことは、公益法人活動全体の後退にもつながりかねない。

図表 参資 6 - 13 公務員出身者の理事への就任

		理事数	うち 公務員出身 理事数	うち 所管官庁 出身 理事数	常勤 理事数	うち 公務員出身 常勤理事数	うち 所管官庁 出身 常勤理事数
国所管	社団	108,911	2,424	1,763	4,043	684	590
	財団	44,712	3,761	2,639	5,088	968	826
都道府県 所管	社団	149,773	4,652	4,232	4,150	1,319	1,245
	財団	116,045	9,400	8,844	7,442	1,889	1,808
合計		416,585	20,237	17,478	20,525	4,860	4,469
		法人数	うち 公務員出身 理事がいる 法人数	うち 所管官庁 出身理事が いる法人数	うち 公務員出身 常勤理事が いる法人数	うち 所管官庁 出身常勤理 事がいる法 人数	
国所管	社団	3,877	995	831	524	472	
	財団	3,266	1,478	1,242	609	537	
都道府県 所管	社団	9,147	2,150	2,017	1,174	1,108	
	財団	10,070	3,293	3,137	1,331	1,268	
合計		26,183	7,916	7,227	3,638	3,385	

資料：平成 14 年度版 公益法人白書（総務省）

4) 営利法人が行う事業内容と類似の事業が税の恩典を受けるのは不公平ではないか

34 条法人に対する税制措置としては、主として、税法上の収益事業以外の事業から得た所得の非課税措置、収益事業から得た所得に対する軽減税率の適用、収益事業部門から公益事業部門への支出についての損金算入の措置、の 3 つが挙げられるが、剰余金を出資者に配当することを目的とする営利法人と、剰余金の社員への配当を禁止し次年度以降の事業費に充当することとしている 34 条法人への課税を同列に扱うことの適否についての議論が、まず必要であろう。

“非営利性”の意義を踏まえ、営利法人が課税であるといった観点で、ひとくくりにしての 34 条法人の規制強化論に結びつけることは避ける必要がある。

そして、非収益事業の非課税措置は、これまでの法人税の課税根拠に関する議論の流れからいって税制優遇措置とは位置付けられないと考えられる。

参考資料7 イギリスにおけるチャリティ改革の概要

「Private Action, Public Benefit」の公表

イギリスの内務省(cabinet)では、チャリティ及びチャリティ委員会に対する見直しを行っている。戦略ユニット(チャリティプロジェクト)では、今後の改革の方針として、報告書「Private Action, Public Benefit - A Review of Charities and the Wider Not-for-profit Sector」を2002年9月に公表、パブリック・コメントを2002年12月31日まで受け付けた。これは、イングランド及びウエールズにおけるチャリティ法についてを対象としたものである。

チャリティの制度は1601年に始まり、貧民の救済、教育の推進、宗教の促進、コミュニティのための活動を行ってきた。政府は非営利セクターを支援し、政府とボランティア組織の協力関係を築いてきた。

しかし、近年急激に組織数が増加し、また、チャリティに対する法律が現状に追いつかなくなっている。時代遅れの法律は国民の信頼を失いかねない。非営利セクターは、組織が持つ潜在能力を十分に発揮することを妨げる多くの課題に直面している。「Private Action, Public Benefit - A Review of Charities and the Wider Not-for-profit Sector」では、400年も続いてきたチャリティの法改正を提案し、一般国民に対する情報公開やチャリティ委員会の現代化などの早急な変更を要求している。

「Private Action, Public Benefit」公表の背景

1. 新しいチャリティ法人組織形態の必要性：新しい法人形態の必要性
2. 法律の改定などを含むチャリティの現状改善
3. 英国非営利セクターの展望：非営利組織の増加とそれに伴う現代の法規制
4. Social Enterprise 組織形態の変革の必要性
5. チャリティの吸収合併の自由性
6. 資金調達規制
7. スポーツの振興

チャリティ目的について

チャリティについては、その団体のチャリティ目的が1891年の判決によるチャリティ目的分類に従った4つのカテゴリー(「ヘッド」- 貧困の解消、教育の振興、宗教の振興、その他の公益活動)に当てはまるかどうかをチャリティ委員会がチェックしていた(類似性の判断は、判例をもとにチャリティ委員会の裁量で決まる)。しかし、この法文は複雑であり不明瞭であると以前より指摘されていた。

・4つの「ヘッド」は今日チャリタブル・ステイタス(charitable status)がある全ての組織の特徴とチャリティを受けべきでない組織の特徴の範囲を正確に示していない。

・「ヘッド」に該当する組織はそれが公益をもたらさなければいけないのに対して、～に該当する組織が実際に公益をもたらすかどうかについては論理的根拠がほとんど見当たらない。

・自助的、相互的な組織がチャリタブル・ステイタスを得ることができる範囲、及び、一般に個人が受けることができる私益の許容レベルの範囲の設定があいまいである。

これを整理し、明文化すべきであるという議論は以前より行われており、今回の報告書にもそれは盛り込まれている。新たな法律のもとで、新たに広い範囲の・既存の分野では公益性の判断が難しかったチャリティが認められる可能性がある一方、既存のチャリティがその権利を失う可能性があるが、原則的にはそれらの改革を躊躇なく進める方針となっている。

今後の予定

「Private Action, Public Benefit」における協議期間の後、内務大臣は政府が取るべき次のステップを明記したペーパーを発行する予定となっている。

参考資料 8 ドイツにおけるチャリティ改革の概要

ドイツの財団関連の改革概要

この10年来財団新規登録件数は年毎に増え、1990年は181であったが2001年には829件の登録があった。5倍以上の増加である。ドイツはかつて無いほどの財団ブームの中にあるといってもよい。

1997年にドイツ連邦議会副議長アンティエ・フォエルマー氏(連合90・緑の党)がドイツにおける財団文化発展のために、新しい近代的な財団(関連の)法を要求した。緑の党(左派・財団に対しては締め付ける立場であった)の提言にあわせたCDU/CSUが財団についての改正(REFORM)を連邦議会に提議することになり、それ以降、ドイツ連邦議会、連邦参議院、マスコミ関係について、財団はトップテーマの扱いを受けた。1998年、本来なら予算委員会に属する財団税法についての議論の責任が、「文化とメディア連邦議会内委員会」によりなされることになった。

先の内閣行政期間中、財団税法(Stiftungssteuerrecht)改正で寄付行為が明らかに簡単になった。この成果は議員たちに次の一步、財団民法の改正に踏み切る勇気を与えるものであり、「財団税法と財団民法(Stiftungszivilrecht; 州法)の両方が改訂されて、初めて財団(関連の)法が改正されたことになる」として財団民法の改定についても議論された。

国と州との間の争議・軋轢等を避けるべく、連邦法務大臣(前)は国と州の代表による財団民法改正の提案を考えるための研究委員会を設置、一年以上にわたる討議の末、委員会は2001年11月初旬に、改正の余地はなく現状で満足で、民法は些少な改正のみでよく、言い換えれば現実に合わせるための法の手直しが必要である、という結論をだした。

2002年初頭に法務省は財団民法の改正案を提示し、これに続き2月20日にSPDと連合90・緑の党は共同の法案「財団法の近代化のための法案」を出した。これは、2001年4月4日に連邦議会FDP議員団が出した法案「財団民法の改正のための法案」を補充するものである。財団税法の改正に対してなおまだ責任を持っていた、「文化とメディア連邦議会内委員会」ではなく、ドイツ連邦議会の責任ある法務委員会が2002年3月20日に各党の議員団の法案を聴取、2002年9月1日に法が発効された。

財団民法上の改正が残念ながら不十分であり、次期行政期間中にさらなる改正が必要とされている。しかしながら、ドイツの財団関係者は、財団税法の改正と、財団民法の(不十分な)小改正は市民の財団に関する関心を引き起こしたと評価している。

1. 財団税法(Stiftungssteuerrecht)改正

先の内閣行政期間中に行われた財団税法(Stiftungssteuerrecht)の改正によると、財団の税的優遇策が緩和されて、寄附額の税上の控除額は、20,450ユーロまでとなり、収入の少ない寄附者が優遇されることになった。その他、大きな財産を公益財団に寄付することが容易になった。

- ・国が寄付行為(による財団設立)に弾みをつけるため、公益性のある財団の設立に当たって寄附者は税的優遇を受ける優遇策を講じた。寄付行為そのものは節税することではなく、寄附者は自分の財産の一部か、または全部を永久に手放すことになるため、このような社会のためになる行為は税的に考慮されなければならないとしている。
- ・財産による、公益性のある財団の設立は、寄付によるものも税的に特別支出として(所得)控除の対象となる。この際、税の対象となる収益の5%までを(所得)控除できる。
- ・企業家(個人事業者)または企業は年間総売上と会計年度における支払賃金の合計0.2%までを税的控除額として計算できる。学術的、慈善的、及び特別に振興されるべきとみられる文化的財団への寄附は10%が所得控除できる。
- ・税法改正により、私法上、公法上の財団はこれまでの控除額を超え、20,450ユーロまでを非課税収入とみることができるようになった。この規則は少収入者の寄附へのうながしであり、特に多くの寄附者をかかえる財団、たとえば、市民的な、共同体的な財団への援助となるものである。

- ・また一方では多くの財産を公益財団に寄附できる寄付者は財団への寄附に際し、最大307,000ユーロまでを10年に渡り控除の対象とすることができる。この改正により大口寄付者の寄付行為を喚起する。
- ・更に寄付者には所謂「大規模寄附規則」が定められた。これによると、寄付の額が控除額を上回る場合、8年を限度とし、分散して寄附できるようになった。
- ・これら、税上の可能性をすべて駆使すると、個人の寄付者は寄附額のおよそ半額を控除されることも可能である。
- ・この税的優遇の可能性以外にも、更なる有利点が生じた。たとえば、財団設立や既存の財団への寄附は譲与税・相続税が非課税となる。この優遇点は、仮に相続者が遺産から財団を設立する場合、場合により相続者にも与えられる点である。また、国内の土地財産の公益財団への譲渡の際、土地譲与税が非課税になる。財団設立は根本的に売上税を課税されない。
- ・公益財団は、このほかにまた、ほとんどの税、特に収益及び財産税を免れる。このことは、国家が財団を公共への利益のための任務を遂行するものとして認めることに他ならず、本来なら税金で行われるべき仕事を代わって果たすものという事を確認することである。

2. 財団民法 (Stiftungszivilrecht) の小改正

今回は認可から認証に変化しただけの小改正となった。改正後の法の欠点として、財団の定義が統一されなかったことがあげられる。

- ・財団民法は、税法と異なり各州にまかされていて連邦法の範囲ではない。そのため16の州で相違があるが、基本的な特質は合意されている。
- ・州法は州の役割割り(適用範囲、財団監視のための役所)を定め、財団の定款の内容、特に財団の名称と所在地、目的と財産、及び財団の組織、財団の収益の利用の仕方、などを規定書として受領する。更に、最終的に州法により、財団監視の権利と義務が明らかにされている。
- ・法律の重要な改正点は、財団は今後は「承認 (anerkannt)」されるものとなるのであり、もはや、「許可 (genehmigt)」されるものではなくなる、ということである。財団は寄付行為が民法典 (BGB) 81条の定める所に従っていれば承認される。財団の正当性がこのように保証されるようになった。
- ・残念なことに、財団とはいったい何か、ということについて法は説明しそこなっている。財団の理念を本当に助成したいなら、将来財団を一元的に定義しなければならない。そうすれば「みせかけ、いんちき」や「似非財団」が財団の好評判を汚すことがなくなる。

参考：ドイツ民法典 (Bürgerlichen Gesetzbuch (BGB)) 80条 財団法人の成立；所在地財団法人の成立には寄付行為のほかにその財団の所在地となる州の許可が必要である。もし財団が一つの州内に本拠を持たない場合、ドイツ上院である連邦参議院の許可が必要となる。財団の所在地は、とくに他に決定されない限り、事務管理のなされる場所がこれに該当する。81条 寄附行為の形態と撤回 (1) 生命物体間 (訳註：おそらく人間を指す。ドイツの独特の言い回し) の寄附行為には書面での形式が必要である。(2) 許可が与えられるまでは寄付者に撤回の権利がある。許可が当該役所に請願されている場合、撤回はこの役所に対してのみ、表明されるだけでよい。もし寄付者が管轄の役所に申請願いを出した場合、もしくは、寄付行為が公証人により登録された時、公証人に登録の際、または後に請願を委託した場合、寄付者の相続人は撤回の権利をもたない。